

全学年
保護者 様

大阪府立懐風館高等学校
校 長 東 田 吉 史

「奨学のための給付金(通常、家計急変)」申請手続き案内等について（お知らせ）

平素は、本校の学校運営にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府教育庁から「奨学のための給付金（A通常、B家計急変）」の申請案内等の通知がありましたので、別紙A、Bのとおりお知らせします。

この要件に該当し、申請を希望される方は、下記により申請書類を入手し、申請してください。

また、このお知らせは、Google 保護者クラスルームにも配信しますので、まだ未登録の保護者の方は、担任にご連絡いただき、登録をお願いします。

なお、7月申請「就学支援金」については、全校オンライン申請となるため、別途、お知らせします。

記

下表の要件に該当し、申請される場合は、**7/7(月)までに、本紙最下部の「申請書類配付依頼書」に該当する書類の番号を○印で囲み、必要事項を記入の上、切り取って事務室まで提出してください。**

なお、申請される方は、申請書及び添付必要書類を、7月11日（金）までに、直接、事務室へ提出してください。

	標 題	要件概要	備 考
<u>A</u>	国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて（案内）	7月1日を基準日とし、 <u>生活保護(生業扶助)受給世帯</u> または <u>R7年度 非課税世帯が対象</u>	<u>通常申請</u> 例年の制度
<u>B</u>	国公立高等学校等奨学のための給付金「家計急変世帯への支援」の受給申請手続きについて（案内）	自己の責めに帰することのできない事由により、 <u>保護者等（親権者等）全員の収入が減少して家計が急変した世帯</u> <u>A</u> の要件に該当する方は対象外 (<u>A</u> 要件該当者は <u>A</u> で申請してください。)	<u>家計急変申請</u>

(注)要件概要の「非課税」は、都道府県民税「所得割額」及び市町村民税「所得割額」が非課税を示します。
「奨学のための給付金」は、マイナンバー制度を活用しないため、従来どおり生活保護受給世帯は「生活保護受給証明書」、非課税世帯は保護者等(親権者全員)の「非課税証明書」等の添付提出が必要です。

連絡先（平日 8 時半～4 時半）
大阪府立懐風館高等学校 事務室
電話 072-957-0001

キリトリ

令和7年 月 日

申請書類配付依頼書

次の「奨学のための給付金」の申請書類の配付を希望します。（A、B のいずれかを○で囲んでください）

A 「奨学のための給付金」【通常申請】

B 「奨学のための給付金」【家計急変】

学年	組	番号	生徒名

(注)申請書類配付依頼書は 7/7(月)までに事務室へ提出。申請書及び添付必要書類の提出期限は、7/11 日(金)です。
昨年度の通常申請・認定者(現 2・3年)には、A通常の申請書類を同時配付していますので、ご確認ください。

「就学支援金」と「奨学のための給付金」等について＜**裏面**（参考資料）R7.6月 制度の概要＞

支給要件の有無にかかわらず、**全生徒から手続き**をしていただきます。

R7年度の7月申請から、全校でオンライン申請を導入となるため、別途、申請案内を配付します

支給要件に該当し、申請される場合は、7/7(月)までに学校事務室で申請書類を入手し、**申請書及び必要書類は、令和7年7月11日(金)までに、直接、事務室へ提出してください。**

制度名	「就学支援金」[国制度]	「奨学のための給付金」(通常)
内 容	「授業料」納付が不要 生徒（保護者）に代わって 国が授業料を弁済 ※返済不要です。	「奨学金」の給付 授業料以外の教育費の負担軽減 ※返済不要です。
対 象 基 準 (支給要件)	保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市町村民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額）で計算される 算定基準額が30万4,200円未満の者（父母両方の合算額になります。） （目安は年収910万円未満程度の世帯） ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）  （「マイナンバーカード」を保有している方のみ）	生活保護受給世帯 又は、都道府県民税「所得割額」及び市町村民税「所得割額」 非課税世帯 （目安は年収250万円未満程度の世帯） ただし、保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること。 高校生1人当たり （R7年度実施予定の額） 全日制の場合：次のとおり（年額） (1)生活保護受給世帯 32,300円 （生業扶助が措置されていること） (2)非課税世帯(全日制) 143,700円
金 額	授業料相当額 全日制の場合：年額118,800円 （月9,900円×12月） 現金を支給するものではなく支払い不要となるもの	認定された場合、12月末を目途に振込予定。 ただし、当該年度の学校納付金（日本スポーツ振興センター共済掛金、PTA会費、学年費、修学旅行積立金、同窓会費など）に未納又は未収分がある場合は、奨学給付金と相殺します。
申請方法等	7月申請(全生徒)は、配付します「ログインID通知書」に記載のID、パスワードで、国の就学支援金オンライン申請システムである「e-Shien」にログインし、継続届出又は新規申請を行っていただきます。 大阪府のホームページに掲載の「e-Shien」の申請手順(マニュアル)のリンク先をご案内しますので、参照して必要な入力等の申請操作・登録をお願いします。 前回「認定」の方は、継続を選択して申請してください。（前回、マイナンバーを提出されている方はマイナンバーの入力は不要です） 前回認定以外の「資格喪失」や「不認定」等の方は、新規申請が必要となり、マイナンバーの入力等が必要となります。	受給申請書に必要事項を記入の上、通帳等写し、次の「課税証明書」等を添付して提出が必要。 ア 生活保護受給証明書の原本【(1)の場合】 ・令和7年7月1日以降に発行された、生業扶助の記載があるもの ・世帯全員の氏名・生年月日・続柄の記載があるもの(コピー不可) イ 令和7年度の保護者等(親権者全員)の住民税課税(非課税)証明書の原本【(2)の場合】 （全部の事項を記載したもの、コピー不可） 配偶者控除を受けている場合であっても控除対象配偶者の課税証明書等が必要。 「家計急変」は提出書類が異なります

■国の「高校生等臨時支援金」制度（令和7年度限り）[就学支援金所得制限不認定者の授業料無償化]

高等学校等「就学支援金」に申請した結果、所得制限で不認定となった場合に、国の高校生等臨時支援金制度(申請が必要)により授業料が無償となります。

国においてe-shienシステムを改修し、e-shien オンライン申請により、**就学支援金 + 臨時支援金**の申請を行っていただくことになります。